

南富良野町
新型インフルエンザ等対策行動計画
(素案)

令和8年〇月

はじめに

「南富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 7 条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定した計画です。

町では、これまでも、国において特措法第 6 条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日）（以下「政府行動計画」という。）を策定したことを受け、町としましても平成 26 年 10 月に町行動計画を策定するなど、新型インフルエンザ等に関する取組を進めてきました。

令和 2 年 1 月 28 日に道内で初めての新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以来、道内では、他の地域に先行して感染が拡大し、道民及び町民の健康が脅かされ、生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることになりました。

今般、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和 6 年 7 月に政府行動計画の抜本的な改定を行いました。

町は、この政府行動計画や北海道新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図りつつ、有識者等から意見を伺いながら策定を進めてきました。

今後は、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、今般策定した町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

も く じ

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等	- 1 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 1 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 3 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 3 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 4 -
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	- 6 -
第1節 町行動計画における対策項目等	- 6 -
第3章 町行動計画の実効性確保等	- 8 -
第1節 町行動計画の実効性確保	- 8 -
第2節 定期的なフォローアップと見直し	- 8 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 9 -
第1章 実施体制	- 9 -
第1節 準備期	- 9 -
第2節 初動期	- 9 -
第3節 対応期	- 9 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 11 -
第1節 準備期	- 11 -
第2節 初動期	- 11 -
第3節 対応期	- 11 -
第3章 まん延防止	- 12 -
第1節 準備期	- 12 -
第2節 初動期	- 12 -
第3節 対応期	- 12 -
第4章 ワクチン	- 13 -
第1節 準備期	- 13 -
第2節 初動期	- 13 -
第3節 対応期	- 14 -
第5章 保 健	- 16 -
第1節 準備期	- 16 -
第2節 初動期	- 16 -
第3節 対応期	- 16 -
第6章 物 資	- 17 -
第1節 準備期	- 17 -
第2節 初動期	- 17 -
第3節 対応期	- 17 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	- 18 -
第1節 準備期	- 18 -
第2節 初動期	- 18 -
第3節 対応期	- 19 -

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く、まん延の恐れがある新型インフルエンザ等が発生した場合、住民の生命や健康、住民生活、社会経済活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。新型インフルエンザ等は、長期的には多くの住民が罹患するおそれがありますが、患者の発生が一定期間に集中した場合には、医療提供体制のキャパシティを超える可能性があることを念頭に置き、市町村の危機管理における重要な課題として、以下の2点を主な目的として対策を講じていく必要があります。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命および健康を保護します
 - 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることで、医療体制の整備やワクチン製造などのための時間を確保します。
 - 流行ピーク時の患者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - 適切な医療提供により、重症者数や死亡者数を減少させます。
- ② 住民生活および社会経済活動への影響の最小化を図ります
 - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、住民生活や社会経済活動への影響を軽減します。
 - 地域での感染対策などにより、欠勤者等の数を減らします。
 - 事業継続計画の策定や実施などにより、医療や住民生活、社会経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験を踏まえ、特定の事例に偏重した準備は大きなリスクとなります。南富良野町行動計画（以下「町行動計画」という。）は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とせず、新たな呼吸器感染症等の流行も想定し、発生した感染症の特性を踏まえて様々な状況に対応できる選択肢を示します。

国は、科学的知見や各国の対策を踏まえ、我が国の地理的条件や社会状況、医療提供体制などを考慮し、新型インフルエンザ等の発生前から流行収束までの状況に応じて、次の柱を持つ一連の戦略を確立します。

道は、国の基本的対処方針を受けて「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を基に政策決定を行います。町は道の政策決定を踏まえて町行動計画に基づく必要な対策を実施します。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等

指定感染症（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

政策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外で新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで	発生情報を探知し、政府対策本部設置・基本的対処方針実行まで	基本的対処方針実行以降

各期の対応

準備期	<p>発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄、ワクチン接種体制の整備、町や企業における事業継続計画の策定、住民への啓発活動、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施などを通じて、対応体制の定期的な点検や改善を行い、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前準備を周到に進めることが重要です。</p>
初動期	<p>新型インフルエンザ等が国内外で発生、またはその疑いがある段階では、速やかに初動対応の体制へ切り替えます。</p>
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内や道内で発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬による治療、感染リスクのある方への外出自粛や予防投与の検討、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限などを実施し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的として各種対策を講じます。 ○ 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、国や道、事業者等と連携し、医療提供体制の確保や住民生活・社会経済の維持のため最大限の努力を行います。社会の緊張が高まり、状況変化に対策が必ずしも適合しなくなることも想定されるため、事前の想定通りに進まない場合も含め、状況を把握し臨機応変に対処することが求められます。 ○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などの状況変化に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。 ○ 最終的には、状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期を迎えます。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

過去に流行した新型インフルエンザ等の感染症を念頭に中長期的に複数の感染の波が生じることを想定する必要があります。具体的には、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定します。

○初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

○対応期

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します。

この時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めます。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等対策を実施する際には、以下の点に留意します。

1 平時の備えの充実

感染症危機への対応には、平時から体制を整備し、実践的な訓練やDXの推進、情報収集・共有の基盤づくりを進めることが重要です。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランス

対策の切り替えや情報提供を適切に行い、住民生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えます。国や道と連携し、住民の生命・健康の保護と社会経済活動の両立を図ります。

3 基本的人権の尊重

対策の実施にあたっては、住民の自由や権利への制限は必要最小限とし、法令に基づき十分な説明と理解を得るよう努めます。感染者や医療従事者等への偏見・差別を防止し、社会的弱者への配慮も徹底します。

4 関係機関との連携協力

町対策本部は、政府対策本部や道対策本部と緊密に連携し、必要に応じて道に総合調整を要請します。

5 社会福祉施設等への対応

高齢者施設や障がい者施設などにおける対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

6 感染症危機下の災害対応

国や道と連携し、災害発生時にも感染症対策を強化し、避難所の確保や自宅療養者への支援を速やかに行います。

7 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際には、町対策本部での対応記録を作成し、保存・公表します。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自ら対策を迅速に実施し、地方公共団体や指定公共機関の対策を支援します。発生前は政府行動計画に基づき、準備期の対策を着実に実施し、定期的な訓練や点検・改善に努めます。

2 地方公共団体の役割

道は、国の基本方針に基づき、区域内の対策を迅速に実施し、関係機関の対策を総合的に推進します。また、町は、住民に最も近い行政単位として、ワクチン接種や生活支援、要配慮者への支援などを適切に実施し、道や近隣市町村と緊密に連携します。

3 医療機関の役割

医療機関は、発生前から医療提供体制の確保や感染対策物資の備蓄、院内感染対策の研修・訓練、業務継続計画の策定、関係機関との連携を進めます。

4 指定（地方）公共機関の役割

災害対策基本法第2条第5号及び第6号に基づく指定（地方）公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施します。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、発生時にも最低限の国民生活を維持できるよう、職場

の感染対策や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

6 一般事業者の役割

事業者は、発生時に備えて職場の感染対策を行い、衛生用品等の備蓄に努めます。多数が集まる事業者は、感染防止措置を徹底します。

7 住民の役割

住民は、感染症に関する知識を得て、日常の健康管理や基本的な感染対策（換気、マスク着用、手洗い、人混みを避ける等）を実践します。発生時には衛生用品や生活必需品等の備蓄にも努めます。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主な目的である「感染拡大の抑制と住民の生命・健康の保護」および「住民生活と社会経済活動への影響の最小化」を達成するための具体的な対策を定めます。

この計画では、以下の7つの項目について、準備期・初動期・対応期ごとに考え方と具体的な取り組みを記載します。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦住民生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の7つの対策項目は、目的の実現に向けて相互に関連しています。そのため、各項目の基本理念と目標を把握し、全体像や連携を意識しながら対策を進めることが重要です。

①実施体制

感染症危機は、住民の生命及び健康や住民生活、社会経済活動に大きな影響を及ぼすため、市町村も国家の危機管理の観点から緊急かつ総合的な対応を行います。政府対策本部や道対策本部が設置された場合、町も必要に応じて対策本部を設置し、対策の準備を進めます。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染危機においては、情報が錯綜しやすく、不安や偏見・差別、誤情報の流布が懸念されます。科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、住民や医療機関、事業者が適切に判断・行動できるよう、双方向のリスクコミュニケーションを推進します。

③まん延防止

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活や社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。医療機関と連携し、必要に応じてまん延防止対策を講じます。

④ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や重症化を防ぎ、住民の健康を守ります。受診患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減することで、健康被害や社会経済活動への影響

を最小限にします。

⑤保健

感染状況や医療提供体制は地域によって異なるため、道や保健所設置市は地域の状況に応じた対策を実施し、住民の生命・健康を保護します。住民への情報提供やリスクコミュニケーションを適切に行い、住民の理解や協力を得ることが重要です。

⑥物資

感染症が発生した場合、感染症対策物資の急激な需要増加が見込まれます。物資の不足による医療や検査の停滞を防ぐため、必要な物資の確保と円滑な供給に努めます。

⑦住民生活及び社会経済の安定の確保

感染症発生時には、住民の生命及び健康だけでなく、生活や社会経済活動にも大きな影響が及びます。町は、国や道と連携し、事業者や住民に必要な準備を促し、安定した生活と経済活動の維持に努めます。

第3章 町行動計画の実効性確保等

第1節 町行動計画の実効性確保

町行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えを万全にするための手段です。政府行動計画や道行動計画が改定された際は、町行動計画も必要に応じて見直し、改定後も継続して備えの体制を維持・向上させることが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ発生してもおかしくないため、自然災害への備えと同様に、日頃からの備えと意識向上の取り組みを継続することが重要です。

第2節 定期的なフォローアップと見直し

国は、政府行動計画や関連ガイドラインについて、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行います。

また、概ね6年ごとに計画の改定を検討し、その結果に基づき必要な措置を講じます。道や町も、国の見直しに伴い必要な対応を行います。

新型インフルエンザ等が発生し、実際の危機管理対応が行われた場合は、期間に関わらず、その経験を基に計画の見直しを行います。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 実践的な訓練の実施

町は、道行動計画および町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的なシュミレーション訓練等を実施します。

2 町行動計画の作成や体制整備・強化

町は、行動計画の作成・変更時には、感染症に関する専門的な知識を有する者や学識経験者の意見を事前に聴取します。また、発生時に強化・拡充すべき業務のために必要な人員の確保や、維持すべき業務の継続を検討します。さらに、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成を行います。

3 国および地方公共団体等の連携強化

町、国、道、指定（地方）公共機関は相互に連携し、平時から情報共有や連携体制の確認、訓練を実施します。また、地域の業界団体や学会等とも連携体制を構築します。

第2節 初動期

1 発生確認時の措置

政府対策本部や道対策本部が設置された場合、町は必要に応じて町対策本部を設置し、対策の準備を進めます。また、必要に応じて全庁的な体制強化を図ります。

2 迅速な対策のための予算確保

町は、国の財政支援の下、必要な予算を迅速に確保し、効果的な対策を実施します。必要に応じて地方債の発行も検討します。

第3節 対応期

1 実施体制の確立

対策本部設置後は、速やかに職員の派遣・応援体制を整えます。町は、必要に応じて道に事務の代行を要請したり、他の町や道に応援を求めます。

2 財政措置

国の財政支援を活用し、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

3 町対策本部の設置・廃止

緊急事態宣言時には直ちに町対策本部を設置し、緊急事態解除宣言がなされた場合は遅滞なく廃止します。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 住民等への情報提供・共有

町は、住民が感染症危機に対する理解を深められるよう、平時から情報提供・共有を行います。相談窓口の設置準備や、双方向のリスクコミュニケーション体制の整備も進めます。

2 道と町における情報共有

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かなリスクコミュニケーションや相談受付を実施します。道からの要請に応じて、患者の健康観察や生活支援にも協力します。

3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進めます。

第2節 初動期

1 情報提供・共有の強化

準備期に整備した体制を本格的に強化し、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

2 道と町間の連携

住民への周知や相談受付、健康観察や生活支援について、道からの要請に応じて協力します。

3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進めます。

第3節 対応期

1 情報提供・共有の継続

準備期に整備した体制を活用し、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを継続します。

2 道と町における情報共有

住民への周知や相談受付、健康観察や生活支援について、道からの要請に応じて協力します。

3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等の設置を継続します。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 感染対策の普及と理解促進

町や学校等は、換気やマスク着用、手洗い、人混み回避などの基本的な感染対策の普及に努めます。感染が疑われる場合の相談や外出自粛など、有事の対応策についても平時から理解促進を図ります。

2 迅速な対応のための連携

町は、特定の地域での集団発生や原因不明の感染症発生時に迅速な対応ができるよう、国や道、並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会等の医療関係団体と連携します。

第2節 初動期

1 業務継続計画に基づく対応準備

町は、国からの要請に応じて、業務継続計画に基づく対応準備を行います。

第3節 対応期

1 住民への要請等

道は、国の指標に基づき、地域の実情に応じて外出自粛や移動自粛を要請します。町は、事業者や住民への周知など必要な協力を行います。

2 事業者や学校等への要請

道は、必要に応じて営業時間の変更や休業要請、施設の使用制限等を行います。町は、事業者や住民への周知など、道に必要な協力を行います。

3 学級閉鎖・休校等の要請

道は、感染状況や病原体の性状等を踏まえ、学校等に対する臨時休業等の要請を行います。町は、小・中・高等学校や住民への周知など、必要な協力を行います。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 ワクチン接種に必要な資材の確保

町は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法を確認し、接種を実施する際に速やかに資材を確保できるよう準備します。

2 ワクチンの供給体制の整備

町は、ワクチン供給にあたり、地域のワクチン配送業者のシステムへの事前登録や、医療機関ごとのワクチン分配量の決定が必要となる場合に備え、地域の医療機関と密に連携し、供給量に応じた分配体制を想定しておきます。

3 接種体制の構築

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を、地域の医師会等の関係者と協力して平時から構築します。

4 特定接種の準備

新型インフルエンザ等対策に携わる町の地方公務員については、原則として集団接種を実施できるよう、準備期から体制の構築を進めます。

5 住民接種の準備

町は、希望する住民全員が速やかに接種できるよう、人口や年齢等の情報、接種記録等を管理し、医療機関や関係団体と連携して接種体制を検討します。また、高齢者施設等の入所者など接種会場での接種が困難な方にも対応できるよう、関係部局と連携して体制を整えます。また、他の市町村とも協力し、町外接種を円滑に実施できるよう進めます。

6 情報提供・共有

町は、定期予防接種について、被接種者や保護者に分かりやすい情報提供を行い、疑問や不安に関する情報収集やQ&Aの提供など、双方向の取り組みを進めます。

7 関係部局との連携

町保健福祉課は、医療機関や町教育委員会等の関係部局と連携し、予防接種施策の推進に努めます。

第2節 初動期

1 接種体制の構築

町は、接種会場や医療従事者等の確保など、接種体制の構築を行います。

2 資材の確保

準備期に判断し準備した資材について、適切に確保します。

3 特定接種の実施

町、国及び道は、地域の医師会等の協力を得て、接種に必要な医療従事者の確保を図ります。

4 住民接種の実施準備

町は、住民基本台帳等を活用して接種予定数を把握し、接種勧奨や予約受付方法を検討します。業務量の増加に対応するため、全庁的な体制を確保し、必要な人員の配置や外部委託も検討します。また、医療機関や関係団体と連携し、接種会場の確保や多人数への接種体制を整えます。高齢者施設等で接種が困難な方にも対応できるよう、関係団体と連携します。

5 会場運営と感染対策

臨時接種会場を設ける場合は、運営方法や人員確保、デジタル化の推進、感染性廃棄物の管理などに配慮します。会場では、被接種者が一定の間隔を取れるようにし、要配慮者への対応も準備します。

第3節 対応期

1 ワクチンや資材の供給

町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通や供給状況を把握し、接種実施医療機関等への割り当てを調整します。供給に滞りや偏在が生じた場合は、道を中心に地域間の融通等を行います。

2 接種体制の運用

町は、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を実施します。

3 特定接種の実施

国が特定接種を決定した場合、町は国と連携し、地方公務員への集団接種を本人の同意のもとで実施します。

4 住民接種の実施

町は、準備期・初動期に整理・構築した体制に基づき、住民接種を進めます。接種会場の追加や設備の確保、発熱等の症状がある方への周知、ハイリスク者への配慮も行います。

医療従事者や入院患者、在宅患者、高齢者施設入所者等には、状況に応じて訪問接種も検討します。また、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

5 健康被害救済

予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、町は申請を受け付けるほか、健

康被害救済制度について住民に情報提供し、相談にも対応します。

6 情報提供・共有

町は、接種日程や会場、副反応情報、相談窓口など、必要な情報を住民に周知・共有します。パンデミック時には、特定接種や住民接種に関する広報を推進します。

第5章 保 健

第1節 準備期

1 富良野保健所との連携体制の構築

町は、有事に備えて、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性など）、流行状況、病床のひっ迫状況等を考慮し、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合に必要なとなる食事の提供や宿泊施設の確保などの対応ができるよう、平時から富良野保健所と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第2節 初動期

1 有事体制への移行準備

町は、富良野保健所が感染症有事体制に移行する際、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を整えます。

第3節 対応期

1 有事体制への移行

町は、富良野保健所が感染症有事体制を確立する際、道からの要請を受けて必要な協力を行います。

2 主な対応業務の実施

町は、道からの要請に基づき、健康観察及び生活支援に必要な協力を行います。

第6章 物 資

第1節 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄

町は、町行動計画に基づき、所掌事務や業務に必要な新型インフルエンザ等対策のための感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況を確認します。

なお、この備蓄は災害対策基本法第49条に基づく物資・資材の備蓄と兼ねることができません。

2 消防機関の備蓄

消防機関は、感染者に最初に接触する可能性がある救急隊員等のために、個人防護具の備蓄を進めます。

第2節 初動期

1 備蓄状況の確認

町は、準備期に引き続き、所掌事務や業務に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認します。

第3節 対応期

1 備蓄状況の再確認

町は、初動期に引き続き、所掌事務や業務に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認します。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関や内部課間での連携を円滑にするため、必要な情報共有体制を整備します。

2 支援実施の仕組み整備

町は、国や道と連携し、発生時の支援実施に関する行政手続きや支援金の給付・交付等について、DXを推進し、高齢者や外国人等も含めて支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くよう努めます。

3 物資及び資材の備蓄

町は、行動計画に基づき、感染症対策物資のほか、必要な食料品や生活必需品等も備蓄します。これらの備蓄は災害対策基本法第49条に基づく備蓄と兼ねることができます。また、町は事業者や住民に対し、発生時に備え、マスクや消毒液等生活必需品の備蓄を行うことを勧奨します。

4 生活支援を要する者への準備

町は、国からの要請を受けて、高齢者や障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し、要配慮者の把握と具体的な手続きを事前に決めておきます。

第2節 初動期

1 事業継続に向けた準備等の要請

道は、感染の可能性がある者との接触機会を減らす観点から、事業者に対し、従業員の健康管理や休暇取得の勧奨、オンライン会議やテレワーク、時差出勤の推進など、感染拡大防止に必要な対策の準備を要請します。町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行います。

2 生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

道は、住民に対し、生活関連物資の購入時に適切な行動を呼びかけ、事業者には価格高騰や買い占め・売り惜しみが起きないように要請します。町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行います。

3 遺体の火葬・安置

町は、国や道からの要請を受けて、火葬場の能力を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備します。

第3節 対応期

1 住民の生活の安定確保

町は、国や道と連携し、感染症対策による心身への影響を考慮し、自殺対策やメンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育への対応など、必要な施策を講じます。

2 生活支援を要する者への支援

町は、国や道からの要請を受けて、高齢者や障がい者等の要配慮者に対する生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

3 教育及び学びの継続支援

町は、国や道と連携し、学校の使用制限や長期間の臨時休業が行われた場合、子どもの学びの保障や生活習慣の維持、居場所の確保、保護者等への説明などの支援を行います。

4 生活関連物資等の価格安定

町は、国や道と連携し、物価の安定や生活関連物資の適切な供給を図ります。価格高騰や供給不足が生じた場合は、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係業界団体等への要請を行い、住民への情報共有や相談窓口の充実に努めます。

5 埋葬・火葬の特例等

町は、国や道からの要請を受けて、火葬場の稼働や遺体の安置、広域火葬の応援・協力、臨時遺体安置所の確保など、円滑な火葬・埋葬が行えるよう努めます。公衆衛生上の必要がある場合は、埋火葬の許可を要しない等の特例措置に基づき手続きを行います。

6 社会経済活動の安定確保

町は、道と連携し、感染症対策による事業者や住民生活への影響を緩和するため、国が講ずる支援策を踏まえ、必要な財政措置やその他の支援を講じます。

7 住民生活及び社会経済活動への影響緩和

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。また、道と連携し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な方や地域の実情に配慮しながら、適切な支援を検討します。